

○ 電波法関係審査基準（訓令）（平成13年1月6日 総務省訓令第67号） 新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

改正案			現 行		
別表2（第3条関係） 無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由			別表2（第3条関係） 無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由		
無線局の目的	通信事項	免許の主体及び開設の理由	無線局の目的	通信事項	免許の主体及び開設の理由
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
漁業指導監督用	(略)	国又は地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。)が、漁業の指導監督(試験、調査及び練習を含む。)に関する業務上必要な無線通信を行うために開設するものであること。	漁業指導監督用	(略)	国又は地方公共団体が、漁業の指導監督(試験、調査及び練習を含む。)に関する業務上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注：通信事項について、特に必要がある場合は無線局の目的に対応した項目以外の通信事項を認めることがある。			注：通信事項について、特に必要がある場合は無線局の目的に対応した項目以外の通信事項を認めることがある。		
別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準			別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準		
第1 航空海上関係			第1 航空海上関係		
1～5 (略)			1～5 (略)		
6 スポーツ・レジャー用			6 スポーツ・レジャー用		
(1) 海岸局			(1) 海岸局		
ア～エ (略)			ア～エ (略)		
オ 無線通信規則付録第18号の周波数の電波を使用する海岸局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、別表1に規定する範囲内のものであること。			オ 無線通信規則付録第18号の周波数の電波を使用する海岸局(以下「マリンVHF海岸局」という。)の電波の型式、周波数及び空中線電力は、別表1に規定する範囲内のものであること。		
別表(1) - 1・別表(1) - 2 (略)			別表(1) - 1・別表(1) - 2 (略)		
(2) 船舶局			(2) 船舶局		
ア 通信の相手方は、次の範囲内であること。			ア 通信の相手方は、次の無線局であること。		
(ア) 申請者(団体に限る。)若しくは申請者を構成員又は準構成員とする団体が開設する海岸局			(ア) (同左)		
(イ) <u>港湾通信業務を行う海岸局</u>			(イ) <u>ヨット等の船舶局</u>		
(ウ) <u>スポーツ・レジャー用の船舶局</u>					
(エ) <u>その他の船舶局(船舶の航行に関する事項に限る。)</u>					
			イ <u>350MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備にあつては、固定型又は携帯型であること。携帯型のものであつても、空中線及び給電線を船体に装着して使用することがで</u>		

イ (略)

ウ F 2 B電波又はF 3 E電波を使用する船舶局であって、無線通信規則付録第 18 号の周波数の電波を使用するものは、次の条件に適合するものであること。

(ア) 公衆回線に接続する場合の通信方式は、複信方式又は2周波の単信方式若しくは半複信方式であること。

(イ) 電波の型式、周波数及び空中線電力は、別表 1 に規定する範囲内のものであること。

(ウ) 連続送信時間が5分以内に制限されるものであること。

(3) 携帯局

7 漁業用・漁業指導監督用

(1)～(2) (略)

(3) 船舶局

ア～エ (略)

オ 150MHz 帯の周波数の電波を使用するものの電波の型式は、A 2 D、A 3 E、F 1 D、F 2 B又はF 3 Eであること。

カ オの場合において、無線通信規則付録第 18 号の周波数の電波を使用するものは、6 (2) エに準ずるものであること。

キ～セ (略)

8～20 (略)

第2～第5 (略) 航空海上関係

きるものとする。

ウ (略)

エ 無線通信規則付録第 18 号の周波数の電波を使用する船舶局 (以下「マリンVHF船舶局」という。) は、次の条件に適合するものであること。

(ア) (同左)

(イ) 連続送信時間が5分以内に制限されるものであること。

(ウ) 判別しやすいチャンネル 16 の選択スイッチを持つものであること。

(エ) 受信待受け時において、スポーツ及びレジャー専用呼出し応答用チャンネルとチャンネル 16 の相互受信を自動的にに行い得るものであること。

(オ) 原則としてマリンVHF海岸局に加入するものであること。ただし、船舶局を開設しようとするレジャーボートの係留保管場所等にマリンVHF海岸局が存在しない場合は、この限りでない。

(カ) マリンVHF船舶局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、別表 1 に規定する範囲内のものであること。

(キ) 送受信装置は、携帯型(空中線及び給電線を船体に装置して使用するものを含む。)のものであっても可能であること。

(ク) マリンVHF船舶局に使用可能な周波数以外の周波数の電波が、送信できないよう措置されているものであること。

(3) 携帯局

7 漁業用・漁業指導監督用

(1)～(2) (略)

(3) 船舶局

ア～エ (略)

オ 150MHz 帯の周波数の電波を使用するものの電波の型式は、F 3 Eであること。ただし、やむを得ない事情と認められるものについては、A 3 Eとすることができる。

カ～ス (略)

セ 350MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備にあつては、固定型又は携帯型であること。携帯型のものであつても、空中線及び給電線を船体に装着して使用することができるものとする。

8～20 (略)

第2～第5 (略) 航空海上関係

